

平成30年8月
警 察 庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備及び運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直しを内容とする道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール (untmenkyo@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課企画・法令係 パブリックコメント担当
	F A X	03-3504-3611 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成30年8月6日（月）から 平成30年9月4日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、命令案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分に改める。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

道路交通法（昭和35年法律第105号）第89条第1項及び第93条第3項

3 改正の概要

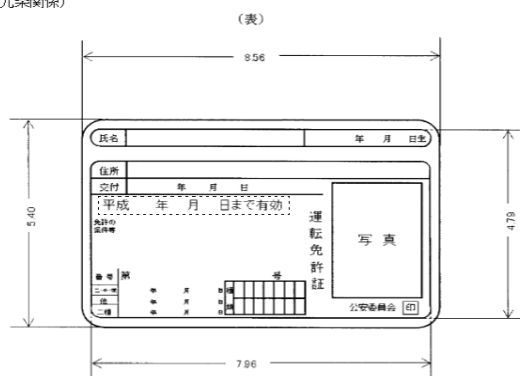
- (1) 免許申請書等に添付する写真に関する特例の整備（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第17条第2項第9号関係）

免許申請書等に添付する写真に関する要件について、運転免許を受けようとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合には、無帽の要件を不要とすることとする。

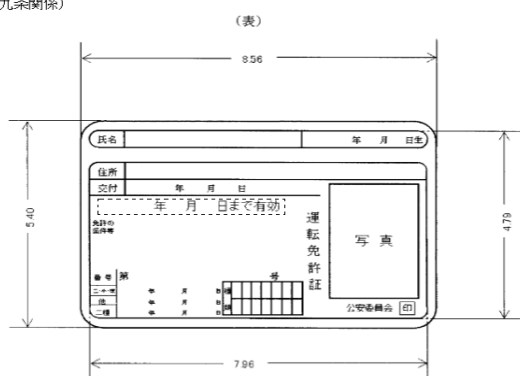
- (2) 運転免許証の有効期間の末日に関する表示の見直し（府令別記様式第14関係）

個人番号カードと同様に、運転免許証の有効期間の末日を西暦で表示することを可能とするため、次のとおり、当該末日の記載部分のうち不動文字の「平成」を記載しないこととする。

(旧) 別記様式第十四 (第十九条関係)



(新) 別記様式第十四 (第十九条関係)



4 施行期日

公布の日から施行する。